

## 仕様書

1. 件名 令和8年度エコチル調査における乳歯の検品等業務
2. 業務契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

### 4. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、平成22年度より開始された環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査」（以下「エコチル調査」という。）の中心機関（以下「コアセンター」という。）として、全国15地域にある大学等に設置したユニットセンターと共同で、エコチル調査を推進している。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを長期間にわたって追跡する出生コホート調査である。エコチル調査では、参加者（子ども）の胎児期から出生後の継続的な化学物質曝露の評価をするため、脱落乳歯を収集することとしている。

本業務は、乳歯調査に協力する意思のある参加者のうち、令和7年度までに脱落乳歯の提出がなかった者について、令和8年度に返送された乳歯の検品等を行うものである。

### 5. 業務内容

請負者は、NIES担当者と十分な打合せを行うとともに、連絡調整を図りながら、本業務を実施する。

#### (1) 検品作業

- 1) 参加者から届いた返送用封筒の受け取り確認及び内容物の検品を行う。
  - ・ 検品は、乳歯1本以上と乳歯調査票であり、乳歯入りチューブに貼付された参加者IDとチューブ固有ID（受領本数分）、乳歯調査票に貼付された参加者IDを機械的（バーコードリーダー等）に読み取る。
  - ・ 返送用封筒の追跡番号もあわせて読み取る。
  - ・ 検品はコアセンターが指定する検品システムで読み取る。
  - ・ 検品データを月に1度、コアセンター所定のcsv様式で提出すること。
- 2) 乳歯調査票はPDF化し、データを入力する（様式はコアセンターから提供）。乳歯調査票データは、業務契約期間終了時に提出する。なお、乳歯調査票の記入ミス、記入された年月日の統一（和暦の場合は西暦にする等）など、コアセンターが指定したルールに基づいてデータのクリーニング作業を実施し、コアセンターの承認を得たのち、データを提出すること。
- 3) チューブに入っている乳歯を取り出して、乳歯表面についたカビや汚れ、ティッシュ等をコアセンターが指示する方法で取り除く。
- 4) コアセンターが指定した方法で乳歯種の判定を行い、データを入力する（様式はコアセンターから提供）。
- 5) 乳歯種判定後、元のチューブに戻し、冷蔵保存（10℃程度）した上で、コアセンターに送付する（送付時期はコアセンターが指示する。送料はコアセンターが負担す

る)。

- 6) カビの発生したチューブは別のチューブに入れ替える（予備チューブはNIESから提供する）。
- 7) 検品時に乳歯調査票や乳歯が1本も同封されていない場合は、コアセンターに連絡する。その場合、コアセンターの指示があるまで、検品しないこと。検品時に問題が生じたら、コアセンター担当者との協議の上、対応する。
- 8) 検品時に、内容物以外のものが同封されていた場合、コアセンターの指示のもと、参加児の所属するユニットセンターに転送する（追跡記録付き）。料金不足郵便を受け取った場合や転送費用は請負者が負担すること。

## (2) 生体試料の取扱い

乳歯は、生体試料であり、血液が付着していた状態で送付される場合がある。そのため、安全キャビネットなどの設備や生体試料の取扱い実績を有する必要がある。本業務によって生じた廃棄物は請負先で適切に処分すること。

## 6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| (1) 最終報告書（冊子及びPDF様式）      | 1式 |
| (2) データセット（電子版）           | 1式 |
| (3) 上記を収録した光学記憶媒体（DVD-R等） | 1式 |

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者との協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

## 7. 個人情報の取扱い

- (1) 請負者はNIESから提供された個人情報及び本業務の遂行で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

- (2) 請負者は国立研究開発法人国立環境研究所個人情報等保護規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤個人情報の管理状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務を遵守しなければならない（[https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt\\_kojin.pdf](https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt_kojin.pdf)）。
- (3) 上記1)及び2)のほか、NIESは、請負者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。
- (4) 請負者は、本業務を実施するに当たって、個人情報取扱等特記事項（別紙1）を遵守しなければならない。
- (5) 再委託することとなる場合は、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。（[https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)）

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIESから提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9. 検査

本業務終了後、10日以内にNIES担当者の立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

## 10. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにNIES担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

#### 11. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。請負者は、業務実施場所において、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震（震度5強以上に限る。）、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象が発生した場合、ただちに請負業務に係る被害状況の確認を開始し、発生から2時間以内にその確認状況をNIES担当者に報告すること。また、確認状況を報告した後における対応についてNIES担当者の指示に従うこと。ただし、通信障害等により確認状況の報告が困難である場合はこの限りではない。

(別紙 1) 個人情報取扱等特記事項

作業実施体制の確認事項

- ① プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 うちいずれか1つの資格を有していること。
- ② これまでに個人情報漏えい等の事案が発生していないこと。
- ③ 業務実施前に業務総括責任者・作業管理責任者・作業従事者等の氏名及び作業実施場所の住所等連絡先、並びに緊急時連絡体制等を書面で提出すること。
- ④ 作業従事者に対して、個人情報の取り扱いのための教育、訓練が実施されていること。